

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年6月26日 08時30分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港関東グレーンターミナル岸壁 鹿島港南防波堤灯台から真方位225° 3.2海里付近 （概位 北緯35° 55.2′ 東経140° 39.9′）
事故の概要	引船あたごは、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 あたご、169トン
船舶番号、船舶所有者等	143115、鹿島埠頭株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部ゴムフェンダーの受け台に凹損 岸壁 コンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が操船指揮をとり、甲板員を主機の操縦及び操舵につけ、待機の目的で、北北東を向いた関東グレーンターミナル岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を南西方に向けて船首着けしようと、本件岸壁北北東方沖から約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南南西進した。</p> <p>船長は、甲板員に指示して減速し、本件岸壁から約10～20m手前で速力を約4～5knとしたのち、主機を中立運転から全速力後進としたが、前進行きあしを止めることができず、本船の船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、ふだんから主機の操作を急速に行っていたが、甲板員は主機の操作を緩やかに行っており、自分のタイミングで指示をしてしまったので、主機を減速させる指示が遅れ、前進行きあしを止めることができなかつたと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、着岸作業中、船長がふだんから主機の操作を急速に行っていたが、甲板員は主機の操作を緩やかに行っており、自分のタイミングで指示をしてしまったことから、主機を減速させる指示が遅れ、前進行きあしを止めることができず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、着岸作業中、船長がふだんから主機の操作を急速に行っていたが、甲板員は主機の操作を緩やかに行っており、自分</p>

	<p>のタイミングで指示をしてしまったため、主機を減速させる指示が遅れ、前進行きあしを止めることができず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、甲板員に対して主機の操作を詳細に説明して指示すること。・ 船長は、着岸操船を行う際、岸壁までの距離を考慮して適切な速力を実施すること。